

二、小作米減免要求に関する件

筑紫地区 提案

理由

小作人は平年において米不足を告げ、豊作にありても肥料代の借金を逃れることが出来ないので、そこで我々は年々小作米の減免を要求して来た、今年は六十坪米の半額のため植付時に雨が降らず水が枯れて遂に植付不能に終ったところもあり、平年より二十四も遅れて漸く植付けることが出来た盛でも植付後日照りにつきで田圃は龜裂を生じ豊をあげてゐる有様であつた水引きのため家内総かりの心配苦労だ、水引きに手をこまねて副業収入は全く零だ、水不足のため遅くお可き町志打さへ所々にやつた、斯くして辛苦の結果漸く成育した稲は平年時の成育に達し得なかつたのは勿論だが、その上イモ子病のため、そこなわれ、かく、加へて大平な雨花期を九月十四十七、二十二十一日の大暴風雨に晒され爲めに収穫は五割以上の減収を予想されてゐる、然るにも拘わらず地主は平年時の小作米を取立てようと身構えてゐる、地主のために地租は免除されても地主は小作米を免除することは決して言わないであらう、我々はこの強慾なる請求を退け、小作米全免を目標として斗争を進まねばならぬ、

而して、悪地主不在地主に斗争の力を集中し同一地主に対しては組合員は勿論、米組織大衆とも共同し闘はねばならぬ

實行方法

各支部に於て検見を爲す場合は大衆的にこれを行ひ、小作米全免を目標とし地主に要求し、勝利的解決を計る、而して出来得る限り米組織大衆をこの斗争に参加せしむる爲の努力する

三、土地取上 反対の件

朝倉地区 提案

理由

土地を離れては農民の生活はなされた、ない、小作人は親代々永年の両身魂を打ち込んで土地を守つて来た、眞実に土地を愛し育て、来たものは小作人自身であつて帳簿の上の所析名義人であつて手足を汚した、このない地主は漸じてないのだ、土地は実に小作人の命である、

この土地、この命をどうして地主にとられてなるものか、地主は小作米の支拂ひが遅れたことを理由として又は身勝手に自作をしろといふからと言つては土地の取上は進んで来る、或は又地主の土地担当が銀行から還分されたり大不景気の爲め没落する中小地主が土地を手離したり小作米値上の口実をつくるために土地取上は請求して来る、併もブルジョア法律の擁護の下に小作人を法廷におひき出し、ひた押しに迫つて来るのだ、殊に最近にあつては地主組合の組織の力を集中し或は暴力団を手先に使つて戦をいごんで来てゐる、だが地主達にどんな名目があつても、土地は手離せぬ、土地を離れては小作人の暮らしは立て、行けず一家のものが忽ち路頭に迷わなければならぬから、我々は土地取上反対のため

に争議団、自衛団の組織を固め全組合員の應援を求め、共同取上、共同耕作を行ひ、

且つ総べての小作人に訴へて最後まで戦ひ抜かんことを決意してゐる、

団結の威力を發揮し

大衆的